

コーポレートガバナンス基本方針

第 1 章 総 則

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第 1 条 当社は、社是及び経営理念の下、経営の効率性、透明性及び業務執行の適正性を確保し、ステークホルダーにとって価値の高い企業であり続けるため、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。

社 是 人 間 第 一 経 営 理 念

1. わが社は、人間尊重のもと、企業の社会的責任を遂行し、豊かな人間環境づくりに貢献します
2. わが社は、得意先のニーズを先取りし、技術革新を図り、最高のサービスと設備を提供します
3. わが社は、人材開発に努め、絶えざる自己革新によって、未来指向型の企業を目指します

第 2 章 コーポレートガバナンス体制

(取締役及び取締役会の責務)

- 第 2 条 取締役は、法令・定款及び株主総会決議を遵守し、会社のため忠実にその職務を遂行する。
- ② 取締役会は、経営全般に対する監督機能を担い、経営の効率性、透明性及び業務執行の適正性を確保する。
 - ③ 取締役会は、法令・定款に定める事項及び経営ビジョン、中期経営計画その他事業規模や財務内容を勘案し取締役会規程に定める重要な業務執行に係る事項について決議する。
 - ④ 取締役会は、業務の規模・内容等に基づく職務権限を定め、その権限を業務執行者の職位に応じて委譲する。

(監査役及び監査役会の責務)

- 第 3 条 監査役は、法令・定款及び監査役会が定める監査方針に基づき毎年監査計画を策定し、独立かつ客観的な立場で監査を行う。
- ② 監査役会は、別に定める基準に基づき、会計監査人候補の適切な選定・評価を行う。

(取締役・監査役の指名)

第 4 条 取締役会は、会社の持続的な成長と企業価値の向上に資する豊富な経験、見識等を有する人材を指名・報酬等委員会の審議・検討を経た上で、取締役候補者及び監査役候補者として指名する。なお、監査役候補者については、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。

- ② 取締役会は、その実効性確保の観点から、別に定める独立性判断基準を満たす社外取締役候補者を複数名指名する。
- ③ 取締役会は、取締役の業務執行に関し独立かつ客観的な立場で監査を行う観点から、別に定める独立性判断基準を満たす者を含む社外監査役候補者を複数名指名する。
- ④ 取締役会は、監査の実効性確保の観点から、財務・会計に関する知見を有する監査役候補者を1名以上指名する。

(代表取締役の選定)

第 5 条 取締役会は、当社経営に関する見識等を有し、経営理念の実践により当社の成長・発展に寄与する人材を代表取締役に選定する。

(取締役の報酬等)

第 6 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議に基づく報酬総額の範囲内において支給することとし、その内訳は基本報酬、業績連動報酬及び株式報酬（社外取締役については基本報酬に限る。）とする。

- ② 取締役の報酬等の内容は、指名・報酬等委員会の審議・検討を経た上で、取締役会において決議した取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に基づき決定する。

(取締役の情報交換等)

第 7 条 取締役は、他の取締役との間で適時・適切に情報・意見交換を行う。

- ② 代表取締役は、社外取締役、監査役及び会計監査人との間で定期的に情報・意見交換を行う。
- ③ 社外取締役は、相互に連携して職務の遂行に必要な情報の共有を図る。

(監査役の情報交換等)

第 8 条 監査役は、取締役及び会計監査人との間で定期的に情報・意見交換を行う。

(取締役会の実効性評価)

第 9 条 取締役会は、年度経営計画、中期経営計画の進捗・達成状況、内部統制システムの運用状況、監査役監査及び会計監査人監査の状況などの確認並びに取締役及び監査役による自己評価を通じて取締役会全体の実効性の分析・評価を行い、その結果の概要を開示する。

(取締役及び監査役の研修等)

- 第 10 条 取締役及び監査役は、計画的な研修の受講等により職務の遂行に必要な知識等の習得に努める。
- ② 重要な法令等の制定・改正等については、取締役会においてその内容を確認する。

第 3 章 株主の権利・平等性の確保、株主との対話

(株主の権利・平等性の確保)

- 第 11 条 株主の権利とその平等性を実質的に確保するため、株主の判断に資する情報の適時・適確な開示や議決権行使に係る環境整備等に取り組む。

(政策保有株式)

- 第 12 条 上場株式の保有については、中長期的な企業価値の向上の観点から、その必要性を判断する。
- ② 上場株式の継続保有については、取締役会が定める基準に基づいて毎年検証し、その必要性を判断する。
- ③ 保有上場株式の議決権行使については、企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から議案の内容を精査する。

(関連当事者との取引)

- 第 13 条 取締役は、会社との利益相反取引及び競業取引に関して取締役会の承認を受けるとともに、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告する。
- ② 主要株主等との取引については、一般的な取引条件や市場価格等を勘案した交渉を行い決定するとともに、指名・報酬等委員会において必要に応じ審議・検討するなど、株主共同の利益に反する取引の防止に努める。

(株主との対話)

- 第 14 条 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、別に定める情報開示に関する方針に従い株主との建設的な対話を促進する。

第 4 章 ステークホルダーとの適切な協働

(ステークホルダーとの適切な協働)

- 第 15 条 当社は、株主・投資家、お客さま、取引先、従業員、地域社会等、ステークホルダーとの適切な協働を図るため、企業情報を積極的かつ公正に開示し、広くコミュニケーションを行う。

(企業行動原則)

- 第 16 条 当社グループの事業活動における企業行動原則を明確化し、コンプライアンスの浸透・定着化を図るため、取締役会が定める「関電工グループ企業行動憲章」の周知・徹底に取り組む。

(持続可能性に係る課題への対応)

第 17 条 社会・環境問題を始めとする持続可能性に係る課題について、適切に対応するための体制を整備する。

- ② 経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事象が発生した場合には、原因究明と再発防止に努めるとともに、社会への迅速かつ適確な情報開示を行う。

第 5 章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第 18 条 企業の情報開示に当たっては、市場動向や社会の関心等に配慮し、透明性の高い開かれた事業活動を推進する。

- ② 株主・投資家に対する情報開示に当たっては、社長直轄の I R ・広報室を設置し、有用性の高い情報の提供を行うための体制を整備する。

平成 27 年 12 月 14 日 制定

平成 30 年 3 月 12 日 改正

平成 31 年 4 月 18 日 改正

2021 年 6 月 29 日 改正

2021 年 10 月 29 日 改正

2024 年 4 月 8 日 改正

2025 年 7 月 1 日 改正